デマンドタクシーの乗降ポイントを更新します

市では市内の公共交通機関の空白区域の移動手段を確保し、利用者の利便性を図ることを目的に、市内全域で「東松山市デマンドタクシー」を実施しています。

4月1日(木)から新しい乗降ポイント一覧で運行します。

【新規】

番号	施設名	地区
C－59	あぴっくこども園	松山
E－21	梨花	東平
F－70	村山皮フ科	高坂
G－52	こもれび歯科	小松原町
H－43	癒楽接骨院	松本町
I－48	ドラッグストアセキ 神明町店	神明町

【変更】

番号	施設名	地区
A－79	農協東松山北支店前(旧農協本店前)	加美町
B－12	埼玉中央農協 東松山北支店	加美町
B－16	埼玉中央農協 東松山南支店	下青鳥
D－25	高坂駅前交番高坂西派遣所	松風台

【廃止】

番号	施設名	地区
B－13	埼玉中央農協 大岡支店	大谷
B－14	埼玉中央農協 唐子支店	下唐子
F－7	岩田診療所	上唐子
F－13	柿澤医院	岩殿
H－11	健剛整骨院	高坂
I－11	スーパーオザム 東松山店	松本町

更新後の乗降ポイント一覧は市役所、各市民活動センターや乗車の際に配布を行っているほか、市HPでも公開しています。

※デマンドタクシーを利用するためには登録が必要です。また、乗車の際は登録者証を必ず提示してください。

問地域支援課 ☎21－1435 FAX23－2236

くらかけ清流の郷バーベキュー場オープン

日4月1日(木)～11月30日(火)午前9時～午後5時

場神戸559－1

費環境美化協力金500円(普通車)

※環境美化協力金とは、ごみ処理や除草費用の一部を利用者にご負担いただき、鞍掛橋周辺の環境美化に活用します。

問くらかけ清流の郷管理事務所 ☎81－6868

駅周辺は路上喫煙が禁止されています

東松山のまちをみんなで美しくする条例に基づき、東松山駅及び高坂駅周辺の指定区域内での路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを禁止しています。これらの行為を行った場合、指導・勧告を行い、改善されない場合は2千円の過料を科す場合があります。受動喫煙防止及び環境美化推進のため、違反に該当する行為は控えてください。

なお、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ては周囲の迷惑になりますので、区域外においても控えてください。

高坂駅周辺指定区域

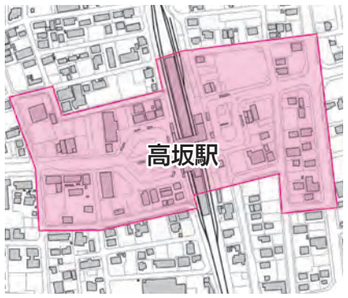

東松山駅周辺指定区域

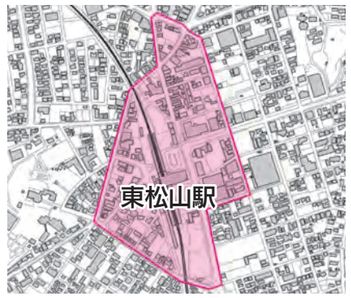

環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域の範囲

問環境政策課 ☎63－5006 FAX23－7700

都市計画の案の縦覧について

東松山都市計画の変更((仮称)埼玉中部資源循環センターの廃止)に当たり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

□都市計画の案の縦覧

日4月13日(火)～27日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

場吉見町まち整備課、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課

内「東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場」の変更案(吉見町決定)

※案は吉見町HPでも確認できます。

□案に対する意見書の提出

対吉見町、東松山市、滑川町及び嵐山町の住民及び利害関係人

提出方法 4月27日(火)までに直接又は郵送(必着)で〒355－0192吉見町大字下細谷411吉見町まち整備課又は〒355－8601東松山市松葉町1－1－58東松山市都市計画課へ。

■共通事項

問東松山市都市計画課 ☎21－1425 FAX24－8857 吉見町まち整備課 ☎63－5018 FAX54－4200

都市計画の原案の閲覧と公聴会開催のお知らせ

東松山都市計画公園(駒形公園)の変更案の作成に当たり、皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

□都市計画の変更原案の閲覧

日4月9日(金)～23日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

場都市計画課

※原案は市HPでも確認できます。

□公述(公聴会で意見を述べること)の申出

対市内在住

提出方法 閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入し、4月23日(金)までに直接又は郵送(必着)で〒355－8601松葉町1－1－58都市計画課へ。

□公聴会

日4月29日(祝)午前10時から

場総合会館4階多目的ホール

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。公述人1人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※公述人がいない場合は公聴会を中止します。

※傍聴を希望する人は、4月26日(月)以降にお問い合わせください。

■共通事項

問都市計画課 ☎63－5001 FAX24－8857

マイナンバーカードの申請受付について

マイナンバーカードをより多くの人に申請していただくため、市民課窓口及び各市民活動センターで申請時来庁方式による申請受付を行っており、今年度から新たに市内商業施設でも申請受付を行います。

この申請方式では、受付する際に本人確認を行いマイナンバーカードの交付は郵送(本人限定受取郵便)で行います。受付時に写真を撮影するため、事前に顔写真を用意する必要もありません。また、事前予約制のため、待ち時間なく手続きが行えます。

持通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)、身分証明書

申・問申請受付は、事前予約制となります。希望される人は、市民課へ。☎21-1402 FAX23-2234

ところ	日にち
市民課	平日　火～金曜日
松山市民活動センター	4月13日(火)
ピオニウォーク東松山	4月14日(水)
大岡市民活動センター	4月15日(木)
唐子市民活動センター	4月21日(水)
高坂市民活動センター	4月22日(木)

※5月以降も引き続き申請受付を行う予定です。

※申請書をお持ちの人は、郵送又はスマートフォン等からオンライン申請することもできます。その場合、カードの交付時に来庁する必要があります。

東松山市つくってためて安心な自立型エコタウン推進補助金　申請受付開始

区分	補助対象設備・車両	補助金額	条件等
設備	家庭用蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池)※公称最大蓄電容量4kWh以上	20万円	太陽光発電設備(最大出力2.5kW以上)と同時設置の場合
		15万円	上記以外
	V2H(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車と住宅とで電力を相互に供給し合うシステム)	20万円	自立運転時に太陽光発電との連携技術を備えた系統連系型V2H
		5万円	上記以外
車両	電気自動車	15万円	V2Hと同時に補助申請を行う場合
		10万円	上記以外
	プラグインハイブリッド自動車	10万円	V2Hと同時に補助申請を行う場合
		5万円	上記以外

※補助金合計額のうち2万円分は地域経済の活性化を図るため、地域通貨「ぼたん圓」で交付します。

※補助対象設備・車両は、事業完了から30日以内のものに限ります。

対次のいずれかに該当する人

- 自ら居住(申請者の住民票があること)する市内の住宅に補助対象設備を設置する人(住宅の新築に合わせ補助対象設備の設置を含みます)
- 自ら居住(申請者の住民票があること)する予定の補助対象設備が設置された建売住宅を市内に購入する人
- 補助対象車両を導入し、初度登録時の住所が市内である人

受付期間　令和4年2月28日(月)まで

ただし、受付期間内でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。

申・問補助申請は、原則、対象設備の設置工事着手又は対象車両の初度登録前にしてください。事業完了後の事後申請も可能ですが、補助を受けることができない場合があります。交付申請書に必要書類を添付し、環境政策課へ。

※詳細は市HPをご確認いただくか、環境政策課へお問い合わせください。

☎63-5006 FAX23-7700